

奈良市国際交流協会部会設置規程

(設置)

第1条 奈良市国際交流協会の事業の円滑な運営を図るため、奈良市国際交流協会会則(昭和48年4月14日制定)第11条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる部会(以下「部会」という。)を設置し、当該各号に掲げる業務を執行するものとする。

- (1) 総務部会 会報その他庶務に関すること。
- (2) 慶州部会 慶州市との各種友好交流事業に関すること。
- (3) トレド部会 トレド市との各種友好交流事業に関すること。
- (4) 西安部会 西安市との各種友好交流事業に関すること。
- (5) ベルサイユ部会 ベルサイユ市との各種友好交流事業に関すること。
- (6) オーストラリア部会 オーストラリアとの各種友好交流事業に関すること。
- (7) ドイツ連邦共和国部会 ドイツ連邦共和国との各種友好交流事業に関すること。
- (8) インドネシア部会 インドネシアとの各種友好交流事業に関すること。
- (9) メキシコ部会 メキシコとの各種友好交流事業に関すること。
- (10) モンゴル部会 モンゴルとの各種友好交流事業に関すること。
- (11) イタリア部会 イタリアとの各種友好交流事業に関すること。

(組織)

第2条 会員は、その希望により部会に所属することができる。この場合において、2以上の部会に所属することを妨げない。

(部会長及び副部会長)

第3条 部会に部会長及び副部会長若干名を置き、部会において互選する。

- 2 部会長は、必要の都度会議を招集し、部会長が議長となる。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代理する。
- 4 部会長及び副部会長の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで残任する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し、必要な事項は、部会長が会長の承認を経て定める。

付則

この規程は、昭和62年4月1日から適用する。

付則(平成元年7年19日改正)

この規程は、平成元年7年19日から施行する。

付則(平成4年1月1日改正)

この規程は、平成4年1月1日から施行する。

付則(平成5年8月2日改正)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

付則(平成11年7月27日改正)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

付則(平成27年4月20日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。